

# ニセコ町 議会だより

No. **165**

発行 ニセコ町議会  
編集 議会だより編集委員会  
平成28年6月1日



「ニセコ町学習交流センターあそぶっく」では、多くの町民ボランティアが様々な活動をしながら運営の補助をおこなっています。あそぶっくらぶ（放課後のお話会や工作教室）、遊悠ぶっく（ニセコハイツでの読み聞かせ等）、銀の針（布絵本の作成）、おとどけ隊（来館が困難な方への本の届け）など、たくさんの方に親しまれ、喜ばれています。

おもな内容

- |                | ページ  |
|----------------|------|
| ▶ 28年度各会計予算の決定 | 2～3  |
| ▶ 行政報告から       | 3    |
| ▶ 一般質問         | 4～16 |

- |               | ページ   |
|---------------|-------|
| ▶ 条例や予算などの審議  | 17～20 |
| ▶ その補正予算に質問！  | 21～23 |
| ▶ 予算特別委員会での質疑 | 24～25 |
| ▶ 編集後記        | 26    |



▲ニセコの未来は見えるかな 近藤小学校の冬休み発表会から

# 一般会計 42億3千万円

## 幼児センターの増築、ニセコ小学校教室改修、 道路や橋梁、上下水道設備の計画的な補修を

平成28年第2回ニセコ町議会定例会は、3月8日に開会し、3月15日に閉会しました。

町から、規約変更2件、指定管理者の指定1件、条例の改正14件、請負契約の変更、補正予算5件、平成28年度各会計予算6件の提案があり、すべての議案を可決しました。

また、1月25日は第1回臨時会、3月30日には第3回臨時会を開会し、いずれも会期を1日と定めて、町から提案があった町税条例や国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成27年度補正予算など、すべての議案を可決しました。



# 一般質問

Q

A

本定例会での一般質問は、6名の議員から11件行われました。  
質問 **Q** と答弁 **A** を要約しております。詳細については会議録をご覧ください。

## 選挙権年齢の引下げについて

今年度から有権者としての教育に取り組みを始めている

**Q** 猪狩 一郎議員

今夏の参院選より、70年ぶりに選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられ、高校生も対象となった。学校現場での教育の充実が急務と思うが、方策や指導方法を伺う。

**A** 菊地 教育長

昨年6月の公職選挙法改正以降、文部科学省より政治や選挙等に関する教育充実の観点から、高校生向けに副教材の提供があった。本町では二セコ高校3年生に学校を通じて配付された。この副教材は「私たちが拓く日本の未来」と題した冊子(104ページ)で、有権者や選挙、政治の仕組みなどについて解説

されているとともに、模擬投票などの実践についても扱われている。二セコ高校においても、この教材を中心とし、今年度から有権者としての教育に取り組みを始めている。

具体的には、3年生を対象に副読本を使った公民の授業を行ったり、今年1月には北海道選挙管理委員会による出前講座が行われ、グループ討論や模擬投票の体験も行われた。平成28年度は対象を2年生まで広げ、同様の取り組みを進める方針となっている。教育委員会は関係機関と連携を図りながら、今後ともこうした学校の取り組みへの支援や情報提供などに努めていきたい。

**A** 片山 町長

町では「二セコ町まちづくり基本条例」に基づき、満20歳未満の青少年及び子どもたちに対し、まちづくりに参加する権利

を保障し、子ども議会などを開催している。今日の政治に青少年の声を反映する選挙権年齢の引き下げは、本町のまちづくり条例の理念に合致するもので、歓迎すべきものと考えている。高校生世代が自分で暮らしている地域のあり方や日本の未来について考え、話し合うことによつて、社会の形成者として未来を担っていくということは、大変有益なことであろうと感じている。

**Q** 猪狩 一郎議員

主体性・自主性を育てるためには、せめて小学校高学年くらいから、まずは自分の住む町のいろいろなテーマについて意見交換をしたり、さらには日本について考えることができるような土壌をつくってあげるのがいいと思う。町長の考えは。

**A** 加藤 学校教育課長

小・中学校においては、さまざまなまちづくりにかわる体験などを通じ、子どもたちが直接的あるいは間接的に二セコのまちづくりを考え、参画できるような取り組みを進めている。また、現在教育委員会が中心と

なつて進めている子ども議会も、社会の構成員の一員として、子どもたちが直接二セコのまちづくりのことを考える取り組みの機会として引き続き開催をし、内容を充実しながら取り組んでいく。

**A** 菊地 教育長

高校生は農業クラブの活動の中で、毎年農業や観光面においてまちづくりへの提案を発表しており、非常に高い評価がある。今年度は地方創生の観点から、人口減少問題についての政策提案があった。そういう子どもたちの主体性を生かした取り組みをしてもらうよう、学校にも働きかけたい。

**A** 片山 町長

自治創生の取り組みにおいて、二セコ高校あるいは中学校の授業の中で意見交換の場を設けていただいている。

**Q** 猪狩 一郎議員

二セコ町の該当者(18・19歳)は何人くらいいるか。

**A** 高瀬 総務課長

町内は約1000人。

## ニセコ町の婚活(結婚)対策について

引き続き交流会を主催して対応していく

### Q 齊藤うめ子議員

平成26年の国立社会保障・人口問題研究所の調査では、生涯未婚率が男性で約5人に1人、女性は10人に1人以上となっている。この未婚者の増加を個人の問題から社会的な問題として捉え、結婚支援の取り組みを始めている自治体が増えてきている。ニセコ町にはニセコ町グリーンパートナー推進協議会があり、結婚希望者の出会いの場を支援しているが、このグリーンパートナー推進協議会について伺う。①グリーンパートナーという名称の由来。②活動内容。③成婚率、実績。④今後の対策、仕組みづくり。⑤ほかの団体、組織による支援対策。

### A 荒木農業委員会会長

グリーンパートナー推進委員会は、農業者、商業者などの担い手の対策として交流会などを開催して出会いの場の環境づく

りに毎年取り組んでいる。

### A 福村農政課長

農業者の結婚対策として、昭和47年に町が営農指導対策により取り組んだのが始まり。昭和54年からは担い手の花嫁対策として農業委員会がニセコ町後継者結婚推進委員会及びニセコ町結婚相談所という名前で取り組みを進め、昭和63年9月から現在のニセコ町グリーンパートナー推進協議会に改称され、産業後継者の結婚難の解消に取り組んできた。平成15年には協議会の目的を出会いの場の環境づくりに改め、現在に至っている。

①グリーンは農業後継者をあらわし、パートナーは結婚相手という意味している。  
②基本的には婚活のための交流会の開催が主な活動内容。平成27年度にはニセコ町と札幌市で婚活の交流会を開催。  
③平成15年度以降の実績から、協議会主催の交流会が縁で成婚したものが8組。  
④引き続き交流会を主催して対応していく。  
⑤グリーンパートナー以外の交流会開催情報などを提供しつつ、出会いの場をできるだけ多くつ

くつていきたい。

### A 片山町長

町として引き続き支援を行っていきたい。

### Q 齊藤うめ子議員

グリーンパートナーの名称は第三者にはわかりにくいので検討してはどうか。推進協議会の設置及び運営要綱の中で結婚適齢期の実態の把握とあるが、これは登録制でそのから結婚する意向を確認するという手続きか。成婚率を上げるための対策としての仕組みづくりは。また、この他に組織団体とか、支援団体というのはあるのか。

### A 福村農政課長

当時は農業者の担い手をメインに考えていたが、昨今はそれ以外の方の参加も出てきたので、今後名称については検討していきたい。

登録制ではないが、推進協議会では該当者を約30人と押さえられている。参加数については臨機応変に対応したい。交流会は毎年度予算の執行状況等によって一〜二回開催、平成27年度は大空町と合同で行ったりと手法は

凝らして開催しているが、成婚率は出しにくい。

他にはJAのように農業者を対象に年一回の開催、後志20市町村では少子化対策とする結婚のための協議会をつくっており、今年度ニセコ町を会場に男女30名で交流会を行った。今後交流会の情報を提供し、参加を促していきたい。

### Q 齊藤うめ子議員

結婚適齢者という年齢をどう押さえているのか。40歳以上の未婚者もたくさんいる。結婚は幸せになるためにするもの、そこをもう少し幅広く捉え、年齢を問わず検討できないものか。

### A 福村農政課長

結婚適齢期の定義は難しい。当初は20歳から60歳未満までと募集をかけていたが、年齢層の幅が広すぎてマッチングが難しかった。そこで平成27年度からは夏は20歳から35歳まで、冬は40歳以上ということ年で区分けり交流会を開催している。ただ、農業委員会は担い手対策として開催しているので、シニア世代の婚活にはなかなか取り組みにくいと思う。

# 結婚サポートセンター 北海道 コンカツ情報 コンシェル

HOKKAIDO KONKATSU INFORMATION CONCIER

結婚を望む方や、応援したい方の様々な相談支援を行います！

また、結婚支援企業や団体についての情報や、道内の自治体による結婚支援事業の情報についてご提供します！

道が開設した「北海道コンカツ情報コンシェル」では様々な相談支援を行っており、道内の自治体による結婚支援事業の情報も提供している。



## A 金井自治創生室長

婚活対策については、策定の最終段階に入っているニセコ町自治創生総合戦略の中でも位置づけている。

結婚に関する動向としては、有配偶率が札幌市よりは高いものの減少傾向にある。平成27年に実施した町民アンケートの結果では、未婚の理由として結婚したいと思える相手がいないことが最も多く挙げられていた。

これを踏まえ、ニセコ町自治創生総合戦略では具体的施策の一つにふれあいの場の確保を位置づけ、地域性を生かした出会いの場づくりを進めていきたい。

自治創生の推進に向けては、事業推進主体となる担い手の確保が重要。役場主体の事業だけに限らず、ほかの自治体や民間の婚活支援会社等とも連携し、今後さらに事業の拡大、工夫できる余地がないか等検討していきたい。

## 「長寿祝金」の見直しと「敬老会」の在り方について

「長寿祝金」と「敬老会」の開催はこれからも続けていきたい

## Q 齊藤うめ子議員

ニセコ町は平成16年4月から、現行の長寿祝金制度が施行され、敬老会は平成15年からヒルトンニセコビレッジで開催されている。その経費は今年度313万円、10年前の224万円に比較すると長寿化に伴い年々増加傾向にある。今後ますます厳しい財政状況のなかで、喜寿3万円、米寿5万円、白寿20万円の祝金は、果たして妥当な支給額だろうか。喜寿の祝金を廃止した自治体も増えており、現金に代わる心のこもったお祝いを十分検討する必要がある。

また、現在75歳以上を対象に開催されている敬老祝賀会に係る経費は約170万円、出席率は対象者の約30%未満だ。祝い金と合わせ約500万円の経費を、高齢者がより健康で幸せな長寿を過ごせるような老人福祉対策と子どもの貧困対策に回す

べきではないか。現在の長寿祝金と敬老祝賀会のあり方を根本的に見直す時期と考えているが、町長の所見は。

## A 片山町長

長寿祝金は、ニセコ町に一年以上住まわれている満77歳以上の方に、昭和49年から敬老年金として1万円を支給していたが、予算額の増額や財政の将来等を総合的に検討し、平成16年度から現行の制度がスタートした。実は平成13年にも敬老年金を廃止する条例を提案したが、高齢者の皆様のささやかな楽しみを奪うことになる、また高齢者への感謝の気持ちや高齢者を敬うことは続けるべきだと本議会で否決をされたという経緯がある。こうしたいきさつを経て、現在の取り組みは議員の皆さんも含め、さまざまな方と協議の上でつくり上げられてきたものだ。

年に一度、200名ほどの皆様一堂に会し、敬老をお祝いする場として大変楽しみにしていただいているご高齢者がたくさんいらっしゃるということをご理解いただきたい。

しかしながら、この件については齊藤議員からの再度の質問

なので、議員の皆さんの一致した意見かどうか、一度意見交換の場を設けてはと思っている。

## Q 齊藤うめ子議員

今年1月28日現在、ニセコ町の65歳以上の人口1314人で高齢化率は27・5%。75歳以上698人で14・6%。高齢者の人口は確実に増えている。

老人福祉法の目的・基本的理念には、高齢者は生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障され、社会的活動への参加や適当な仕事に従事する機会を与えられるものとするところがある。それは心身の健康保持と生活の安定にもつながる。また、2012年には子どもの貧困率が道内19・7%、47都道府県で五番目に厳しい状況にある。子どもがいる世帯の五世帯に一世帯の割合で貧困状態にある。近未来を考えた時、私は子どもの貧困放置による社会損失の大きさを考慮し、こうした経費を子どもの貧困を支援する経費に回すことで、高齢者の心身の健康や生きがいにつながるのではないかと考える。

鷹栖町という町では、長生き感謝祭というのがあり、これま

で丈夫で長生きしてきたことに感謝して、元気な高齢者と町民が一緒になって自分たちで長寿祝賀会を実践している。これこそが住民による住民のための住民の自治であると感じている。

## A 片山町長

町では、総合的な福祉政策というところで、高齢者の皆さんにもできる限りの対応をさせていただくと同時に、子育て環境にも最大限の配慮をしつつ町政運営をしている。

議員がおっしゃることも含め、議員の皆さんと意見交換させてもらう場を設けて検討していければと思う。

また、鷹栖町と同じく、本町でも各地区、地域によって独自で長寿祝いの敬老会やついでいるところもたくさんある。これからは町が主体となってなんでもやるのではなく、住民の皆さんが主体的に動いていくにはどうすればいいかということが重要と思う。町でも協議、支援をしていきたい。

## Q 齊藤うめ子議員

時代はどんどん変わってきている。現金を節目の年齢の方に

支給するのは、時代おくれの手法であり、金額も多ければいいものではなく、本当に必要で喜ばれるものを検討しなければならぬ。何よりも高齢者の安全、安心、見守り、健康を第一に考えることがこの町の公正、思いやりの施策につながるのではないかとと思う。高齢者が生きがいを持って日々暮らせることが何よりも健康につながると考える。



## 議会の傍聴をしませんか

### 6月に定例議会を開催します



- ラジオニセコで一般質問の様子を放送する予定です。日時等はホームページでお知らせします。
  - 日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。
- 問い合わせ先 ☎44-2121 (内線221)

## 「受動喫煙防止条例制定」の推進について

条例制定には現状ではまだ時間を有するが、引き続き防止運動を進めながら熟度を高めていきたい

**Q** 齊藤うめ子議員

北海道では2014年のがん死亡者数は約1万9千人で、その中でも肺がん死亡率は4千人を超え、全国一位になっている。国立がんセンターによると、受動喫煙のために年間6800人が死亡している。受動喫煙防止条例は世界的な流れであり、環境モデル都市ニセコ町は、住民の健康と暮らしを守る自治体として喫煙がもたらす健康被害から住民を守り、住民の禁煙意識を高める重要な責任を担っている。ニセコ町の受動喫煙防止条例制定は緊急を要する課題であると思うが、町長の見解は。

**A** 片山町長

以前条例制定の質問があった際に、各店舗など民間の施設における投資が大きく、現状ではまだ時間を有すると答弁した。

北海道はおいしい空気の施設推進事業を推進しているが、ニセコ町の登録施設がこれまでの24件から30件に増加した。今後も普及をしながら、その熟度を上げていきたい。

条例をつくる以上相当民間の皆さんの投資に対する意欲あるいはご理解が必要だと思うので、今後とも受動喫煙防止の運動を進めながら、熟度を高めていきたい。

**Q** 齊藤うめ子議員

第5次ニセコ町総合計画は環境創造都市ニセコで受動喫煙も非常に関係してくる問題で必然的な条例だと考えている。

2003年、WHOの総会ではたばこ規制枠組条約が採択された。その条例では屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共場所におけるたばこの煙からの保護について各国で措置を講ずるよう求められ、日本は2004年にこの条約に署名している。2007年、たばこの煙からの保護に関するガイドラインが条約締結国によって全会一致で採択された。このガイドラインによれば分煙、換気、喫煙区域を設ける分煙は不完全であり、全

ての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきとされている。国内では、この条約の実行が遅れている。環境創造都市ニセコ町、環境モデル都市ニセコ町として受動喫煙防止条例を制定し実行していただきたい。条例制定することにより意識も高まると思う。

**A** 片山町長

本町はまちづくり基本条例のもと、これまでもいろいろなものをつくるにあたり、住民の意見を重視し、その熟度を高めてきた。行政が条例をつくって規制をするのは、本町の手法としていかなるものかと自身は思っている。以前にも申ししたこと、徐々に熟度を上げることによってその条例が制定されて動くときには、すでに皆さんの意識にあるという町が一番いいと思う。

ただ、受動喫煙防止条例の制定は、理念としては本当にすばらしいと思う。施設の制約等、具体的にかんりの投資を伴うというものであれば、相当の熟度がなければ、結果的にはつくった方がいいが動かないということになりかねないので、慎重に検

討していきたいと考えている。

**Q** 齊藤うめ子議員

今の答弁は前回と余り進展は感じられず、失望している。ニセコ町には町の憲法と言われているまちづくり基本条例がある。しかし、WHOに日本が締結したことは、その上になる条約と考えている。それを日本は、法令を遵守せず、違反をしているという国になる。私はニセコ町こそ条例制定に向けて前向きに推進すべきではないかと思っている。

**A** 片山町長

先ほども申したとおり、受動喫煙の防止、社会をつくっていくというのは非常に大事なことで、それは本当に重要だと思っ

ている。現在行っている事業のなかで、その熟度を上げていくことにより、実質的な防止ができて、それに伴い適合する制度設計ができればこの条例は生きていくと考えているので、今後とも積極的に取り組んでいく。

## 海外の観光客増加に伴う諸問題について

各事業所では諸問題に真摯に対応していただいております、町でも注意書の翻訳等の支援を行っている。

**Q** 木下裕三議員

外国人観光客の増加に伴い、温泉施設などでマナーが悪い外国人客も増加しており、今後二セコに対する不信感を高める要因になりかねないことを踏まえて伺う。

①マナーの悪い外国人来訪者の増加をどのように捉えているか。  
②お客様や各事業者のクレーム、現場の意見を集約してエリアとして対応する仕組みが必要ではないか。

**A** 片山町長

①外国人のマナー問題は、自国の文化と日本の文化の違いから起きていることも多いと感じている。

②現在各事業所において真摯に対応していると理解している。また、町では事業者から相談を受け、注意書きの翻訳なども作

成している。様々な場面でトラブル事項などの情報を共有し、地域全体でホスピタリティが向上できるように努めている。地域事業者と連携をしながら、おもてなしの心を大切にして対応していきたい。

**Q** 木下裕三議員

ここ数年で急増したアジアのある国の温泉施設内でのマナーの悪さは文化の違いではなく、別次元の問題である。その状況で日本人リピーターの満足度が下がってきているようだ。各施設は独自に努力をしているが限界もあり、エリアとしてクオリティの維持への取り組みが重要と考えるがどうか。

**A** 前原商工観光課長

観光事業では、さまざまな方が来るといふ前提のもとで、発生する課題もさまざま。各事業者はそれに一つ一つ真摯に対応していると思う。町としてもその取り組みに少しでも支援をし、クオリティを確保していきたい。翻訳の支援や国際交流員の視点から注意書きを作成したり、問題行動の抑制の提案をしている。

**A** 片山町長

今から40年ほど前、新聞にドイツなどヨーロッパの国々で日本人のマナーの悪さに「日本人お断り」の店が広がっていると掲載され衝撃を受けた。国際交流の中でマナー問題は必ず出てくるが、徐々にお互いのルールを守る文化が根付くと考えている。

また、二セコ観光圏の事業で、地域のホスピタリティや質の向上を図るため、ICT（情報通信技術）の活用を含めて検討している。例えば、空港からのバスの中で、温泉入浴マナー等の情報を出せないかなど、コンテンツ開発を議論している。

**Q** 木下裕三議員

二セコは海外頼みのエリアと言われないためにも、リピーターを含め、安定的に二セコへ来てくれる国内のお客様の満足度を維持するアプローチを、広域エリアとして戦略的に取り組む組織が必要と思うが、どのように考えているか。

**A** 前原商工観光課長

外国人の入込み数は、全体か

らみるとさほど大きくないが、宿泊数はかなりのボリュームがあり、彼らが地域に影響を与えている事は事実である。一方で各事業者も、外国人だけを迎え入れたいとは思っておらず、国内のお客様との比率がいびつにならないように努力していると聞いている。また、観光圏においてDMO組織（※）の検討を進めていく。

**A** 片山町長

二セコエリア各地域の個性ある文化を大事にすることが、二セコ全体の価値に繋がると思う。ヒラフ地区と二セコ町側では、発想もリゾートに対する考え方も違うし、町の姿勢も違う。それぞれ個性があり、連携するところと個性を伸ばすところを区分けしていきたい。

今後、観光圏や観光局、二セコ山系観光連絡協議会などで情報共有しながら、全体の質を高めていこうと考えている。

※「DMO組織」海外や国内に二セコをどのように売っていくかなど、地域が主体となつて観光を取り仕切る一つの組織

## ニセコビュープラザ情報館の運営について

委託事業者任せにせず、町もチェックし相談し合いながら機能向上に努める

### Q 篠原正男議員

- これまで以上に親しみやすいニセコビュープラザ、特に情報館の運営方針等について伺う。
- ①施設の運営方針と運営方法。
  - ②情報館の役割としての物販のあり方について。
  - ③観光案内機能の向上について。

### A 片山町長

①平成9年にオープンした道の駅ニセコビュープラザは、年間70万人が訪れる施設となっており、地域と来訪者を結ぶ重要な交流拠点と考えている。

情報館では、株式会社ニセコリゾート観光協会が町からの委託を受け観光案内所を開設し、観光案内や宿泊予約などの対応を行うほか、特産品の販売などを行っている。

②ニセコビュープラザから地域内の各所へアクセスしている方が多い。観光案内所では観光ス

ポットや飲食店などを案内し、地域内での周遊性を高めることに努めている。特産品についても、施設内で直接商品を販売することができることから、アンテナショップとして皆さんに紹介することができきており、製造事業者の販売の一助にもなっている。

③今年度トイレ棟にパンフレットラックを整備し、観光案内所の営業時間外でも情報が得られるように配慮したい。また、新年度には案内カウンターのリニューアルを予定しており、さらなる機能の向上に努める。

### Q 篠原正男議員

観光案内業務や特産品等への詳細な知識に対応する職員研修はどのように行われているか。

情報館の役割は、来訪者を町内へ誘客することにある。単なる販売ではなく製造に関する情報も同時に提供し、町内へ導くことが大切ではないか。

情報力のアップはシナリオやストーリーが必要。通路から情報棟の物販施設へ向かう間に様々な情報が掲示・提供されているが、先ほど指摘した特産品等と情報がセットで提供するよ

うな仕組みはできないか。

### A 前原商工観光課長

町では特別な研修はしていない。観光協会がこれらの知識を十分に得るスキルをもっており、各事業者とも最良な関係を持つという判断のもと、観光案内業務を委託している。

販売時に商品情報の提供もというのだが、売り場でも可能な限り配慮している。製造元を訪れてみたいというお客様には積極的に案内している。小規模な製造事業者の中には、客が来ることにより製造ができなくなる場合もあるので、それぞれの要望に応じながらやっている。

情報の掲示についてはたくさん依頼があるので、ある程度区分けはしているが、確かにきれいに整理されているとは言い難い。早急に手直し等を含め考える。

### Q 篠原正男議員

研修については性善説に立った物の考え方だ。町の委託の判断基準を「もっているはず」として委託することは、いかがなものか。説明できる状態を充分に確認した後、委託契約を行う



ラックも設置し、きれいに分類・整理されました

といった大前提がある。今後ともしっかりと取り組んでいきたい。

物販売については、委託販売と買い取り販売の方式をとっているが、統一すべきとの意見もある。これは統一できないのか。情報を取捨選択することもビュープラザの情報館としての役割がある。本当に必要な情報を来館者に提供する役割が大事であり、再度伺う。

## A 片山町長

篠原議員のご指摘は、全般的にそのとおりだと思う。お客様に対する案内の質を一度チェックし、必要であれば研修等を行うよう、観光協会と話し合っていきたい。

## A 前原商工観光課長

物販売については、観光協会が地域内の皆様の商品を取り扱う際にいろいろ意見を聞いたなかで2つの形に決めた。買い取り販売は観光協会で商品ロス等のリスクを背負わなければならないので、基本的には利幅を多くしないとやっていけないし、事業者の売り上げも下がってしまう。一方委託販売は、利幅を少なめに設定している。商品の性質等も含め、事業者と協議をしながら決めていっているので、混乱を誘わないためにも従来通り2つの方法が必要だと思う。

情報の掲示については必要最小限の取捨選択はしている。ただ、議員ご指摘のとおり、現在情報が散乱している状況なので、早急に対応する。

## 札幌五輪招致アルペン会場の調査について

現段階で具体的なコースレイアウトは示されていないが、安全、安心対策に万全を期していきたい

## Q 篠原正男議員

2026年の冬季五輪・パラリンピック招致を目指す札幌市が、アルペンスキー競技会場候補地としてニセコ地域（ニセコ町と倶知安町）は全てにおいて適しており、調整していくという報道がなされた。

招致会場を前提として、コース造成や立ち木等の伐採などによる川北地区へ供給している水道水への影響やその対策についてどのように考えているか伺う。

## A 片山町長

現段階で具体的なコースレイアウトは示されていない。水道水への影響等については、コースの選定がなされていく過程において、札幌市など関係機関と協議をしながら、安全、安心対策に万全を期していきたい。

## Q 篠原正男議員

新聞記事のニセコ町関係分に、ニセコビレッジの湯の沢周辺プラン1との記載があった。これは招致に向けた調査であり、水道水への影響は未知なものがあふことは十分承知しているが、今後の対応や、立木の伐採は行わないなどの姿勢を伺う。

## A 石山上下水道課長

川北地区での水道水源は、ニセコ地区と曾我第一地区、曾我第二地区と三つの水源がある。候補地の一つとしてニセコビレッジスキー場が挙がっているが、その水道水源としては曾我第一地区が該当する(旧ゴンドラ乗り場の100メートルほど山側に水源、駐車場の横に配水池)。アルペンスキー滑降コース等を新たに造成するとしても、その位置関係にはないと考えている。そのことにより水道水源にも影響はないと判断している。

また、現在の水道水源は旧東山スキー場が整備される前からの水源で、当時水源より山側現在スキー場の広範囲にわたり立ち木等の伐採を行った。その後の川北地区の地下水への影響は

私どもではわからないが、曾我第一地区の水道水源には影響がなかったと聞いている。

仮に決定した場合は、湯の沢周辺の立木等も含め、関係機関には水道水源についての重要性をしっかりと説明し、コースの設定の検討などをお願いしたいと考えている。

## Q 篠原正男議員

羊蹄山を水源に持つ水道水は、約15年を経て私たちの口に入ると言われている。ニセコアンヌプリの水源も同じ年数を経て私たちの口に届くことから、今後どのような影響があるかを常に考えなければならないことを指摘し終了する。



## 環境モデル都市について

アクションプランに基づきCO<sub>2</sub>削減等様々な取組みを進めている

### Q 竹内正貴議員

ニセコ町が国より環境モデル都市に選定されてから2年が経った。町がどのような取り組みをしているのか、また選定されることにより何が変わり、どのようなメリットがあるのか、町民にとってわかりにくいように思う。そこで、2年間の取り組みの成果とこれからの取り組みや目標について伺う。

### A 片山町長

一年目の平成26年度は環境モデル都市アクションプランを作成。(1)CO<sub>2</sub>排出量の多い観光分野でのCO<sub>2</sub>削減、(2)草の根分野として一般家庭でのCO<sub>2</sub>の削減、(3)エネルギー転換分野の三本を計画推進の柱と位置づけた。

二年目の平成27年度には、観光分野でのCO<sub>2</sub>削減を具体化するために、環境省の環境事業を活用したホテル・温泉施設等

のFS調査(実行可能性調査)を実施した。北海道環境協会と連携した家庭のCO<sub>2</sub>削減実態アンケート調査も行った。

本年度以降は、この調査をもとに民間施設へLEDの導入や温泉排熱などを活用する設備の導入を促し、CO<sub>2</sub>削減を進める。また、尻別川王子水力発電所をエネルギー拠点とする新電力会社との電力契約を役場庁舎などの公共施設を先行して進めるほか、町内の一般家庭でも契約ができるよう、町民講座等を活用し周知を図っていきたい。

このほか環境審議会委員を中心に、エネルギーの域内循環に向けた電力供給会社等の設置についての検討も考えている。

取り組み内容についてはパンフレットを作成し昨年3月に全戸配布しているが、町民にはまだまだわかりづらい点も多いと考えている。そこで本年度は「環境白書」を発行し、町民の理解を深めつつ、環境への取り組みの重要性を共有していきたい。

### Q 竹内正貴議員

私が心配しているのは一般家庭でのCO<sub>2</sub>削減について。目標を達成するには日々の細かい

削減の積み重ねと意識が重要だ。しかし昨今、個々のライフスタイルによって排出量が異なってきたり、熱源も電気・灯油・ガス・薪とさまざま。どのよう理解してもらい、目標を達成していくのか。

それから目的税の取り組みについて。観光客が増えることによって、現在ごみや浄化槽の収集量がかなり増えている。観光客の増加とともに増加するものに対して、目的税の設定を考える必要があるのではないかと町長の所見は。

最後に、他の市町村よりも優先的に国の補助金を取り扱えるようなものがあるとすれば何か。

### A 山本企画環境課長

家庭でのCO<sub>2</sub>削減の取り組みは、削減効果そのものよりも町全体で取り組むという意志の形成が重要と考える。昨年実施した調査の中でも、電気とガス、電気と灯油などの組み合わせでどのようにCO<sub>2</sub>が出ているのか、ある程度の調査はしている。それらをもとにした具体的な展開は、今後の検討となる。効果が見え、やる気が出るような家庭でのCO<sub>2</sub>削減の取り組みを

考えていきたい。

また、他の市町村より優先的に確約された補助金というのはないが、環境モデル都市になることによりさまざまな情報提供がある。例えば全国で先進的な取り組みをしている地域の皆さんと交流を結ぶ機会が増え、そこからさまざまな補助制度や支援制度についての情報も先取りできると考えている。

### A 横山町民生活課長

ごみについては、事業系の産業廃棄物は町が責任を持つことはないが、一般ごみについては最終的に責任を持たなければならぬので、本町ではホテル等にも町民と同じようにごみの分別をしていただいている。浄化槽のし尿量は本町でも多くなっている。

目的税の考え方についてはまだ町民生活課では検討していないが、今後の一般ごみ増加を見込んで検討していきたい。また、し尿処理については環境衛生組合のほうで緊急の課題となっており、今後検討していく。

## A 金井自治創生室長

地方創生の観点では、地方創生コンシエルジュという制度があり、地方公共団体が地方版総合戦略の策定を含め地域の取り組みを行うに当たって、国が相談窓口を設けて積極的に支援する。ニセコ町の地方創生コンシエルジュは、環境省総合環境政策局環境計画課の大村課長。環境モデル都市アクションプランの具体化にあたり、この制度によって国の補助金が優先的に受けられるわけではないものの、制度をより積極的に生かすことがとても大事だと思っている。

## A 片山町長

本町のリサイクル率は92%を超えているのではないかと思うが、観光客の増加に伴いごみの量も累増、一人あたりのごみ排出量も多くなっている。単純に計算すると一日900グラムを超えているが、観光客数と宿泊日数で割り返すと実際は600グラム程度。これは全国から見ても相当低い値で、皆さんの日頃の分別の成果ではないかと思っている。

観光先進地では事業系は全て

産業廃棄物として、直接事業者と契約をし、自治体は一切ノータッチというところもあり、問題も発生しているようだ。ニセコ町ならではの環境地域をつくっていきたくと考えている。

また、観光客の増加はごみ以外の行政コストにもさまざまな負担がかかってくる。それらに充当するため、具体的な目的税を倶知安町と共同で検討することとしている。

## Q 竹内正貴議員

現在、浄化槽から収集している全体量の70%は事業系の収集量と私は把握しているが、町にかかってくる負担が大きいので、十分協議すべきだ。

CO2の削減については、ニセコのペンション等では薪を利用しているところが結構あるようなので、その部分を細かく調査し、実効性のある形で持っていかなければならないのではないかと思っている。

また、アクションプランを含め、モデル都市という概念は事業系の中においてもかなり広いと思うので、注意して国との関係を持ってほしい。以上3点について町長の所見は。

## A 片山町長

ニセコ町のし尿負担金は、倶知安町を追い抜く勢いで増えている。環境衛生組合におけるし尿収集料金はずっと据え置きで、町からの持ち出しが累増している状況なので、値上げに向けた見直しについて要請をしつつ、全体の負担バランスをとってきたい。

CO2の削減については、環境モデル都市の指定と同時につくった「地球温暖化対策実行計画（ニセコ町全体のCO2排出量の抑制計画）」により、環境省の100%補助金を得て、温泉熱を利用したら削減できるかとか、LEDにしたらどうなるかなど、大型ホテルについては具体的な調査もすでに終わっている。できるだけ国の補助や支援を受けながら、ホテル関係、各事業所等についてこれらを積極的に実施していきたい。また、スマートメーターの導入など、環境省や経済産業省で新たな政策提案も行いできるだけ支援を受け、環境レベルが少しでも上がるように努力していきたい。

## A 山本企画環境課長

小規模事業者等にCO2の削減について、きめ細かな調査をするよう対応したい。

# CO2削減



省エネによるCO2削減で  
地球にやさしい住まいへ。

## 全国学力・学習状況調査 (学力テスト) について

各学校で採点・集計し、早期に結果を校内教職員で共有、指導の工夫改善に反映させ、個別の学習相談等にも生かしている。

### Q 三谷典久議員

ニセコ町は学力テストの結果をホームページで公表している。この中の、いわゆる3教科の学力テストについて、問題を提起する目的で質問する。

- ①この教科テストの目的は何か
- ②この教科テストに対するニセコ町の対応の仕方
- ③結果を公表する理由と公表のメリットとデメリットは

### A 菊地教育長

- ①本町の対象児童生徒の学力の把握と学校での学習指導の改善を図ることが目的。
- ②本来、結果の返却には約4カ月要すが、本町ではテスト実施直後、各学校で独自に採点集計を行い、結果を指導に反映させ、保護者にも還元する。結果返却後は学校間での情報

交流、教育委員会も全町での結果の把握分析を行う。

- ③結果公表の理由とメリットは児童生徒や保護者、町民に内容を理解してもらい、本町の教育施策の充実を図ることにある。デメリットは公表に際し懸念される、序列化や過度な競争が生じること。

### A 片山町長

町としても教育委員会の取り組みを支援していく。

### Q 三谷典久議員

学力テストに次の問題があると考え、教育委員会はどのように考えるか。

- ①教科テストの目的は調査であり、結果を学校の内部で共有し、それを生かすことで目的は達成され、公表する意味がない。
- ②結果の公表により、学力テスト3教科も重要だが、学力テストに關与しない、感性を育てる教科も大事だという公平な観点、教育全体を見るという視点が失われるおそれがある。
- ③担任の先生が良いクラスづくりに努力し、クラスをまとめ

あげても、学力テストの点数が低ければ低い評価を受けるおそれがある。

### A 菊地教育長

あくまで本町の児童生徒の課題改善を目的とし、担任の先生や子どもたちが評価されることのないよう、成果や課題の学校内での共有、学校と教育委員会の共通の認識が大事と思う。

公表については、一人ひとりの子どもたちの個性や特性を引き出し、伸ばす教育のために、地域の力を借りることを考えている。その際、子どもたちの学力を、学力テストの結果で知らせる必要があると考える。

### Q 三谷典久議員

私は学力テストそのものが必要あるか疑問だと思う。公表することで懸念が出てくるのだから、公表を止めたほうがいいし、文科省の実施目的から考えても公表すべきではない。文科省の公表にあたっての条件に、「詳しい分析を行い、学力向上に向けた対策を示す」とあるがニセコ町のホームページでの分析は詳しい分析とは言えない。また「公表前に学校側と十分協議す

る」との条件があるが、公表に当たり学校側と十分協議しているか。

### A 加藤学校教育課長

公表については、町教育委員会が定める実施方針に基づき行っている。現在の公表の方法は、例年12月議会の教育行政報告と11月のホームページでの公表がある。公表内容は議会での報告では全国、全道と比較した本町の学力の平均傾向、ホームページでは道教委が集約した北海道版結果報告書である。公表の趣旨・目的にかなうよう配慮し、公表内容を検討したうえで学力向上策も掲載している。

### A 菊地教育長

学力テスト実施後、学校で独自の採点をし、翌月には校長会議等で情報交換をする。公表にあたっては、校長会議等で各校長と意見交換をし、賛同を受けた。そして、教育委員会議会で合議をした上で、公表に至ったいきさつがある。

## ニセコ町における除雪に関する問題について

様々な指摘事項があるが、事業者の協力もいただきながら粘り強く改善の方法を図っていききたい

### Q 三谷典久議員

除雪に関して質問する。

- ① 町道の除排雪体制
- ② 町民から除雪に関し、どのような苦情・要望があり、その原因は何か。
- ③ 業者に対する町の指導はどのように行われているか。

### A 片山町長

- ① 町道の除排雪体制は、地元4社で組織するニセコパブリックメンテナンス協同組合以下ニセコメンテと略)に発注し作業を委託している。
- ② 苦情・要望等は除雪作業の仕方に対するものが大半で、昨年は29件、今年度は18件。原因は業者や毎日の雪の降り方の状況により異なる。
- ③ 除雪作業の発注前にニセコメンテ4事業者に対し、苦情・要望等を説明、指導し、情報

共有を図っている。また、要望等の内容により、直接ニセコメンテ、あるいは該当する事業者に連絡し、指導を行っている。

### Q 三谷典久議員

次の問題を提起する。

- ① 町道の除雪後、家の前に雪の塊が置かれる場合がある。住民の処理が基本だとしても、様々な問題がある。町道の雪を民家の前に残すことの問題、重すぎる雪、かたい雪を処理することの負担、また高齢、障害がある方の場合の対応。業者に処理を頼めば、手間や金額は委託条件に係わる。家の前に雪が置かれるこの問題の町の見解は。
- ② 地域による除雪の質の違いが指摘されている。行政はこれにどのように取り組んできたか。ニセコメンテ自体が改善を図ってきたかを町はどのように認識しているか。
- ③ 町外業者の参入で除雪問題の解決を求める意見がある。私は、町内業者を守ることは必要だと思う。町外ではなく町内の他業者の参入ができるような体制で改善につながる

いか。

### A 黒瀧建設課長

町が委託発注する除雪対象は、基本的には町道と町にかかわる施設。

- ① 道路以外の雪の処理には金額の問題や除雪に時間がかかるなど、交通への支障ともなる。できる限り地域の方々が、高齢者や身体の不自由な方などの負担を補っていただけにと考える。
- ② 昨年、地域による除雪の差について4事業者を指導した。今後も改善を図っていく。またニセコメンテの中で情報共有、指摘事項の改善の話し合いをしてもらっている。
- ③ 事業者はニセコの建設業協会に加入し、そこからニセコメンテに参入の申し込みをする。町はこのニセコメンテに委託するので、町の方で事業者の参加を決めることにはならない。

### Q 三谷典久議員

除雪の問題がなかなか改善されないのは、関係者全体で情報共有を図る体制がないことにあるのではないか。そこで、住民

業者、行政の3者による検討会を立ち上げてはどうか。この3者それぞれの立場で、言い分もあり、様々な問題もあるだろう。それを一緒に話し合い、問題を解決しようという場をつくる提案をしたい。町の見解は。

### A 黒瀧建設課長

今後検討していくが、まず、ニセコメンテとの話し合いを継続してやっていく。除雪の内容をもっと知ってもらう必要から、協議会、町民講座などの場で周知を図りたい。

### A 片山町長

参考になる提案だ。町道、国道、道道の自宅の入り口をそれぞれの責任で除雪するのは雪国の基本だと思う。その上で、高齢者や障害ある方など出来ない場合は、福祉面からの手だてかと思う。住民、行政、業者の話し合いの場を検討したい。

また、自治会においてそういう場を自ら設定していくのは、まさに住民自治の目指すところなので、町も自治会と協力しながら話し合いの場を設けることも検討していきたい。

## 給食センター調理員体制の確保について

調理員が今後とも意欲を持って責任ある給食業務を遂行できるように、環境を整えていく

### Q 三谷典久議員

ニセコ町給食センターの

- ① 調理員体制
- ② 給食に対するニセコ町の評価
- ③ 現在の直営方式を維持するためニセコ町は今後どのように対応するか

### A 菊地教育長

① 7名が基本の常勤調理員だが、現在の6名と常勤の代替及び献立による増員に対応する非常勤調理員4名で約500食の給食調理を行っている。

### A 片山町長

② 本町の給食は、地元食材や地元加工品などを取り入れた地産地消で安心・安全であり、内容豊富でおいしく、大変評価をしている。

③ 現在の直営による給食を可能な範囲で今後も維持するため、調理員の働きやすい環境を整

え、施設の維持管理も含め、運営を担う教育委員会を引き続き支援していきたい。

### Q 三谷典久議員

ニセコ町の給食の遺伝子換え食品を使わない、1都16県をなるべく避けるということを高く評価する。ニセコ町の給食は、給食関係者の努力と子育て世代のお母さんたちの要望を町が取り上げてきた実績であり、この安全・安心な給食を維持することが大変重要である。

現状の調理員の体制で、本来非常勤の方が常勤のような形で働き、同じ仕事をしながら給料が違うということが生じていないか。そのような場合、何らかの工夫ができないか。給食の調理作業は限られた時間内に神経を使い、大量調理する一つの技術であり、経験が必要である。このような大量調理技術の継承を維持、確保するためにどのように考えているか。

### A 高田学校給食センター長

本町の安全・安心な給食は、ベテラン調理員等の長年の伝承による。最近では定年等で熟練調

理員が減っているが、新しい常勤調理員も頑張っている。調理員が今後とも意欲を持って責任ある給食業務を遂行できるように、調理環境を整えていくことが大事な役割と考える。

28年度予算において、現在一名の嘱託調理員の後継づくりとして、任用替えによって月額職員への移行を組み込んでいる。熟練調理員の技術を伝承しながら、直営に向けた維持管理に努めていきたい。

常勤と非常勤については、過去においては数名の常勤でやっていたが、去年三名退職し、現在一名。残り六名中、五名が常勤の日額調理員である。意欲を持ち、責任ある立場を考慮し、今後とも安定した雇用に努めていけるよう検討していきたい。

### Q 三谷典久議員

欠員一名は、非常勤の人が働いているのかと考え質問した。人が集まらない理由として、働く希望が午前中だけとか、働く時間帯に制約があると聞く。雇用する側がこれらを調整して、雇用を確保できないか。



### A 高田学校給食センター長

代替調理員と常勤調理員は仕事の内容等が異なる。調理の流れの中にある様々な作業を常勤の中で回しながら、その補助的な業務を代替調理員に行ってもらっている。

現在、一名の欠員が常勤の作業に若干負担をかけている部分もあり、その補助的な部分を非常勤調理員に依頼を願っている体制。責任については常勤とは全く異なる。そういう全体の中の割り振りで業務を行っている。

# 条例や予算などの審議

## 第1回 臨時会

1月25日 開催

### 審議した案件

一部の町税減免申請書に個人番号の記載が不要に

#### 〔提案理由〕

国のマイナンバー(個人番号)記載手続きの見直しにより、主になる申告と同時に又は関連して提出する町民税及び特別土地保有税の減免申請書は、個人番号の記入が不要になるので「町税条例」を改正。

平成27年5月の一部改正で、町民税申告など町税に関する事務の手続きには個人番号の記入が必要であると規定されている。  
〔採決結果〕 可決 賛成多数

製造業や旅館業などの固定資産税減免制度を延長

#### 〔提案理由〕

過疎地域であるニセコ町内の企業活動を支援するため、製造業や旅館業等の固定資産税の減免を行う「過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例」の適用期限を平成29年3月31日まで2年延長。

〔採決結果〕 可決 賛成多数

国保税の減免申請書は個人番号の記載が必要

#### 〔提案理由〕

国民健康保険税事務では、国のマイナンバー制度に基づき、減免申請書に個人番号を記載するよう「ニセコ町国民健康保険税条例」を改正。

〔採決結果〕 可決 賛成多数

## 第2回 定例会

3月8日から15日 開催

### 審議した案件

ニセコ中央倉庫群は指定管理者による管理に

#### 〔提案理由〕

ニセコ中央倉庫群は、平成28年4月1日からの3年間、指定管理者による管理を行わせるため、指定管理者の候補として特定非営利活動法人ニセコ倉庫邑を提案。

〔採決結果〕 可決 賛成多数

草地整備及び飼料調整貯蔵施設等の設置に関する委託契約の減額変更

#### 〔提案理由〕

この契約は、議会の議決を要する5千万円以上の事業で、平成24年5月10日議決、平成26年5月14日変更議決している。平成27年度が業務完了で、草地整備改良事業が当初計画より面積

縮小したことに伴い、精算によって減額が生じた。  
〔採決結果〕 可決 賛成多数

特別職職員の給与引き上げ

#### 〔提案理由〕

平成27年度の人事院勧告で期末手当の増額改定が勧告されたことから、平成28年度分から、特別職等及び議会議員の期末手当の支給月数0・1月分引き上げを行う。

〔採決結果〕 可決 反対2賛成7

### 質疑

齊藤うめ子議員

今回の期末手当引き上げについて、

①議会議員の部分も町長から一括で提案されたが、議会の分は議会が提案するものではないか。

②財政状況が厳しい中、特別職の給与が自動的に上がるのはおかしいのではないか。

高瀬総務課長

①議会の分は、現行の「ニセコ町議会議員の議員報酬及び費

用弁償等に関する条例」の規定が期末手当の額は「特別職の職員の例による」となっていることから、同時に提案したことになる。

②財政状況等を検討し、適用開始時期を平成28年度分からとされている。

### 三谷典久議員

二セコ町議会議員報酬等審議会では、どのような意見が出たのか。

### 高瀬総務課長

質疑や意見はなく、妥当であるとの回答であった。

### 林副町長

「二セコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定の見直しは、議会とよく検討していく。

## 討 論

### 反対討論主旨

### 三谷典久議員

この条例による特別職の期末手当の引き上げは、今の深刻な日本全体の国民の生活と経済状況を考えると、到底町民の理解を得られるものではないと思ひ、この条例に反対する。

この条例改正は、町長、副町長、教育長、議会議員の期末手当の現行支給月数を0・1月分引き上げる内容である。根拠となる人事院勧告は公務員の労働基本権制約の代替措置として実施されているもので、公務員給与と民間給与との比較において民間給与が公務員給与を上回る結果となったことにあるが、私は今の日本の社会状況を俯瞰するときこのような人事院勧告の楽観的な見方には到底たてない。

2014年4月の消費税率8%への増税で、家計消費の深刻な落ち込みが続き、実質賃金は4年連続で下がり続けている。このような社会情勢の中、一般職の皆さんが、職員給与の条例改正で、生活環境の改善が図られるなら、一般職に関する条例に対し反対する理由はない。

しかし、特別職は町民や町全体が現在どのような状態に置かれているかを適切に把握し、今後の町全体の方向をどうするかを決める立場にあり、一般職の立場とは異なるものだ。現在の社会状況と経済状況の中で、たいへんな思いをして生活している方がいることを考えると、私は給与の引き上げに素直に同意

できない。特別職に関して今やらなければならぬ理由は見当たらないと考える。

最後にひとつ指摘しておく。私は、現在の議員報酬が決して妥当な額とは思っていない。現状の議員報酬では若い人が議員になることは難しいと思うので、議員の給与がいささかなりとも上がることは喜ばしいことであると思う。しかし、今回この条例を通すことは町民の思いに反することになることを危惧し、一般町民の思いを共有することが重要であることを特に強調し、議員のみなさんの理解と賛同を改めて求め、反対討論とする。

### 賛成討論主旨

### 木下裕三議員

特別職等の手当の改正にあたっては、町長の諮問に対して審議を行い、改正を了解されたことに基づいている。

この委員会の委員は、地域の経済状況や民間給与の様子なども理解されている4人で、地域の実情を踏まえて回答がなされたものと理解している。

二セコ町では、過去にも期末手当に関して特別職等が一般職の改正に合わせて、人事院勧告

どおりの支給率に引き上げてきた経緯があり、今回も従前にならった提案である。

特別職、議会議員がそろって改正する必要があるかなど、検討を要する点があるが、そのためには、議会議員の報酬に関する条例の見直しを含めた検討が必要である。

特別職、議員が、今後ともそれぞれの職務に真摯に向かうことをお願いし、今提案については賛成する。

## 一般職員の給与引き上げ

### 〔提案理由〕

- ①平成27年度の人事院勧告で、給与水準の増額改定が勧告されたことから、給料表及び勤奨手当の支給率の改正を行う。
- ②地方公務員法の改正に伴い、これまで規則で定めていた等級別基準職務表を条例で定める必要及び引用条項の繰上げがなされた。

〔採決結果〕可決 賛成多数

## 手数料の一部引き上げと新設

### 〔提案理由〕

納税証明等の手数料について、負担の適正化を図ること、また、新たに住宅用家屋の証明の規定を設けるため。

納税証明等の税に関する証明は、300円に引き上げる。

新たに、住宅用家屋証明 1件につき 1300円を規定。

〔採決結果〕 可決 賛成多数

## 第5次ニセコ町総合計画の見直し

### 〔提案理由〕

①平成24年4月から平成35年3月までの12年間を計画期間とする第5次ニセコ町総合計画（以下「第5次計画」という。）は、的確な進行管理を行うため、町民意識調査を4年に1度実施し、その評価内容により見直しを図ることとしている。

②第5次計画の策定以降、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）が新

たに成立し、地方創生が国の重要課題の一つとなった。これにより、第5次計画に位置づけた施策のうち、特に地方創生に対応する施策を「ニセコ町自治創生総合戦略」に重点的に位置づけると同時に、第5次計画においても重要な施策と位置づけを行い、双方の整合を図るため今回変更手続を行う。

〔採決結果〕 可決 賛成多数

## 過疎地域自立促進市町村計画を策定

### 〔提案理由〕

この計画の策定根拠は、過疎地域自立促進特別措置法で、同法の目的は、第1条で、「（一般的に言う過疎地域において）総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること」とある。過疎地域指定を受けている自治体では、この法の目的達成に向け具体的施策を推進するた

めに、各自治体が計画を定めることとされている。従前から、ニセコ町は、この法に基づき、道路や公共施設といった生活基盤等の整備や、各種ソフト事業等を着実に進めてきた。

平成26年の法律改正により、同法の期限が延長されたことを受け、平成28年度から平成32年度までの計画を策定するため提案する。

〔採決結果〕 可決 賛成多数

## 規約の変更

## 後志広域連合規約の変更

### 〔提案理由〕

①広域連合は、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むことから事業の名称変更が必要となった。②平成28年4月1日から行政不服審査会の共同事務を行うことから関係町村の経費負担方法について規定する必要がある。

〔採決結果〕 可決 賛成多数

## よいてい地域消費生活相談窓口運営協議会規約の変更

### 〔提案理由〕

消費者の安全・安心をめぐる問題等や高齢者等の消費者被害の深刻化に対応すべく、消費者行政の体制整備を行うことを目的として消費者安全法が改正され、協議会の組織運営等に関する事項等の整備が必要

〔採決結果〕 可決 賛成多数

## 請願書・陳情書の審査

### ・請願第1号

誰もが安心して介護を受けるために必要な財政措置を講じるよう求める意見書採択についての請願

請願者 ニセコ福祉会

理事長 本間邦男

紹介議員

三谷典久

審査結果

総務常任委員会に付託され、3月8日委員会による審査の結果、「採択すべきもの」とする委員会報告が行われた。

〔採決結果〕 委員会報告どおりに決する 賛成多数

・平成27年陳情第9号  
T P P交渉大筋合意に係る政府  
に対する「意見書」採択の陳情

陳情者 ようてい農業協同組合  
代表理事組合長 八田米造  
取り下げ

平成27年12月の定例議会で、  
継続審査となっていたが、陳情  
者から取り下げたいとの通知が  
あり、これを許可した。

## 第3回 臨時会

3月30日 開催

### 審議した案件

#### ニセコ町国民健康保険 税条例の改正

##### 〔提案理由〕

国の制度に合わせて、負担の  
適正化を図るため、平成28年4  
月1日から、平成28年度分以降  
のニセコ町国民健康保険税の賦  
課限度額を引き上げる。及び所  
得の少ない被保険者に対して課  
する保険税の算定に用いる基準  
額の見直し（拡大）を規定。

〔採決結果〕 可決 賛成多数

### 質 疑

#### 三谷典久議員

- ①平成27年度現在、限度額85万  
円の超過世帯数は。
- ②平成28年度には4万円上がる  
が、これによって影響を受け  
る世帯数と税収はどの程度か。
- ③ニセコ町での超過世帯の割合  
は何%か。

#### 芳賀税務課長

- ①平成27年度をもとにして28年  
度の算定をしている。27年度  
の賦課状況では、ニセコ町全  
体で国保世帯数920世帯ほ  
どのうち、限度超過世帯は49  
世帯。
- ②49世帯すべてが影響を受ける  
が、このうち10世帯程度は4  
万円すべてが上がるものでは  
ない。税収の試算では、平成  
27年度課税の算定から限度額  
の増、軽減の減を合わせて算  
定し、予算上では116万円  
ほどのプラス。限度超過の部  
分では約160万円の増を見  
込み、軽減部分で43万円ほど  
の減を見込んで算定。
- ③ニセコ町は4〜5%くらいで、  
限度超過世帯は少ない状況。

### 討 論

#### 賛成討論主旨 三谷典久議員

この条例の改正は、2つの部  
分から成っている。ひとつは限  
度額、もうひとつは低所得者  
に対するの改善。私はこの低所得  
者に対して軽減を拡大する部分  
は賛成である。しかし、限度額  
に関してはちよつと問題がある  
と思う。そういう意味で相対的  
に判断する場合、「賛成」するが、  
この限度額に関する問題を  
指摘したい。

①現状の国保が危機的狀態にあ  
る原因は、国の国保負担率の  
大幅な引き下げにあるという  
ことである。国保の総収入の  
国庫支出として、1980年  
代ではおよそ50%あったのが、  
2000年代になり、25%と、  
大幅に削減されてしまった。  
それと同時に、国保を構成す  
る被保険者の内容が、以前は  
自営業あるいは農林漁業者だ  
ったのが、現在では年金生活  
者あるいは無職、非正規労働  
者といったことで、国保は厳  
しい現状にある。そのなかで  
限度額を上げるということは、

本来国が負担すべきものを国  
民に負担を押し付けることに  
近い、そこに大きな問題があ  
ると思う。

②超過世帯の目安として、世帯  
で500万円の所得というこ  
とであった。大都会では富裕  
者もいるかもしれないので限  
度額が有効に働くかもしれな  
いが、ニセコ町の国保税は、  
固定資産税額も算出に加える  
ので都会と同じように考える  
ことはできない。

③3月議会での新年度予算時に  
税収の増として72万円とあつ  
た。それに関してもう少し詳  
しい説明を町としてはすべき  
だった。町としての説明責任  
という部分で、私は満足して  
いない。限度額に関してそう  
いう問題があるが、全体とし  
ては賛成する。

#### ニセコ町議会は「飲酒運転 根絶宣言」を決議しました

北海道をはじめ、各市町村、各  
関係機関や団体との連携を強化す  
るとともに、ニセコ町民一丸と  
り組みましょ

飲酒運転は絶対に  
「しない!」「させない!」



# その補正予算に質問！

## 第2回 定例会

### 可燃ごみの増加理由と、対応策は

三谷典久議員 羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料増額について。可燃ごみが55トン増加見込みとあったが、具体的な理由は。

横山町民生活課長 観光事業系のごみの増加と考えられる。

ホテルや社員寮、飲食店など事業所数の増加や、宿泊者数が12月までで前年比約1万2千人増加している。大型事業所では、排出量が8トンも増加しているところがある。

三谷典久議員 55トン全てが観光系事業由来なのか、細かな区分はできているのか。

横山町民生活課長 排出元の細かな区分はできていない。人口も徐々に増えてきているし、ごみは全体量で年々増加している。

篠原正男議員 可燃ごみ量が年々増加とあるが、抑制する手段は考えているのか。

横山町民生活課長 平成28年度は専用ごみ袋の料金改定を検討し、改めて分別を周知していく。使用済み小型家電の収集を行うことで、ごみの減量化を図る。

### ふるさとづくり寄付金増加の理由は

篠原正男議員 ふるさとづくり寄付金が12月以降1千万円ほど増額した。何か特別な周知など行った結果か。

山本企画環境課長 この間の寄付は10件あり、有島記念館関連の事業に対する寄付は、町から働きかけを行った。その他は、特段の周知はしていない。また、用途も未指定。

片山町長 ニセコを応援したいという申し出が増えてくる結果で、大変喜ばしい。寄付者の意に沿う事業に活用したい。

## 第2回定例議会で審議された条例改正

いずれも、審議の結果、賛成多数で可決しました。審議における質疑や討論はありませんでした。

件名	提案理由
ニセコ町行政手続条例の一部を改正する条例	国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、①②により所要の改正 ①公正性・使いやすさの向上等を図ることを目的に <b>行政不服審査法が改正</b> された ②国民の権利利益の保護の更なる充実を図る観点から、行政指導の中止、処分等の求め等の仕組みが設けられた <b>改正行政手続法が制定</b> された
ニセコ町情報公開条例の一部を改正する条例	国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性・使いやすさの向上等を図ることを目的に <b>行政不服審査法が改正</b> されたため、所要の改正
ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例	国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性・使いやすさの向上等を図ることを目的に <b>行政不服審査法が改正</b> されたため、所要の改正
ニセコ町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	<b>地方公務員法及び行政不服審査法の改正</b> に伴い、所要の改正
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	<b>地方公務員法の改正</b> に伴い、所要の改正
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	<b>地方公務員法及び学校教育法等の改正</b> に伴い、所要の改正
ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	<b>地方公務員法の改正</b> に伴い、所要の改正
町税条例等の一部を改正する条例	① <b>地方税法の改正</b> に伴い、地方税法の猶予制度について所要の改正 ② <b>行政不服審査法の改正</b> に伴い、所要の改正
ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性・使いやすさの向上等を図ることを目的に <b>行政不服審査法が改正</b> されたため、所要の改正

## 年金生活者等支援臨時福祉給付金（国の補助）を計上

第2回定例会で、担い手確保・経営強化支援事業補助（国のTPP関連対策事業によるもの）や羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料など、一般会計ほか3会計で、合計8,544万6千円の増額補正を可決しました。なお、今回補正した事業には、会計年度を平成28年度分として繰り越しで実施する事業（年金生活者等支援臨時福祉給付金1,800万円ほか）が含まれています。

### 平成27年度 ニセコ町一般会計補正予算……………原案可決

予算現額に5,204万円を増額し、予算総額47億1,315万円となりました。

・歳入	分担金及び負担金（広域保育所入所市町村負担金）	146万6千円増額
	国庫支出金（社会資本整備交付金ほか）	86万9千円減額
	道支出金（強い農業づくり事業補助金ほか）	3,829万3千円増額
	寄付金（ふるさとづくり寄付金ほか）	1,073万円増額
	繰入金（財政調整基金繰入金）	4,000万円減額
	繰越金（前年度繰越金）	872万円増額
	町債（過疎地域自立促進特別事業債ほか）	3,370万円増額
・歳出	総務費（社会保障・税番号制度に伴うネットワークセキュリティ強化ほか）	4,549万2千円増額
	民生費（認知症ぐる〜ぶほ〜む きら里運営事業補助ほか）	991万3千円増額
	衛生費（羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料ほか）	303万9千円増額
	農林水産業費（担い手確保・経営強化支援事業補助ほか）	3,660万9千円増額
	土木費（公営住宅個別改善工事の減ほか）	4,367万9千円減額
	教育費（子ども子育て支援システム改修に伴う負担金）	21万6千円増額

### 平成27年度 国民健康保険事業特別会計補正予算……………原案可決

予算現額に3,325万5千円を追加し、予算総額2億7,464万8千円となりました。

・歳入	繰入金（一般会計繰入金ほか）	1,692万8千円減額
	諸収入（後志広域連合過年度精算還付金）	5,018万3千円増額
・歳出	総務費（広域連合負担金ほか）	3,325万5千円増額

### 平成27年度 簡易水道事業特別会計補正予算……………原案可決

予算現額に8万5千円を増額し、予算総額1億9,348万5千円となりました。

・歳入	繰入金（一般会計繰入金）	8万5千円増額
・歳出	総務費（職員給料ほか）	8万5千円増額

### 平成27年度 公共下水道事業特別会計補正予算……………原案可決

予算現額に6万6千円を増額し、予算総額1億7,966万6千円となりました。

・歳入	繰入金（一般会計繰入金）	6万6千円増額
・歳出	総務費（職員給料ほか）	6万6千円増額

第3回 臨時会

にぎわいづくり起業家等サポート事業が増えた理由は

**竹内議員** この事業費は、つい1週間ほど前に議決した平成28年度当初予算から、さらに200万円増加。短期間で増加した理由。

**前原商工観光課長** 昨年12月の予算要求時点での相談件数が5件あり、予算案は5件で計上。その後も事業を活用したいとの相談があり、交付金事業では7件で申請した。

**片山町長** 地方創生加速化交付金事業は、該当しそうな事業をできるだけ多く申請したが、国の対象要件が次々に変更になり該当になるか判断に迷ったものも多い。平成28年度に必ず取り組まねばならない事業は、28年度当初予算にも計上。自治創生総合戦略に掲げた事業から交付金申請しているの、このような補正事業になつていく。

**三谷議員** にぎわいづくり起業家等サポート事業は、公共施設でのテナント出店も対象となったとの話だが、3月議会ですのよ

うな説明があったか。補助金事業なので、ていねいな説明が必要ではないか。

**林副町長** 後ほど担当課長から説明させます。

農産物ブランド化戦略の対象作物は

**竹内議員** 農産物ブランド化戦略策定業務委託料。ブランド化を考えている農産物は。

**山本企画環境課長** 対象作物はブロッコリーで、新品種や流通、販売など広く調査。これを主にその他の作物も検討。

ニセコエリア誘客促進二次交通整備事業とは

**竹内議員** 町内での二次交通なのか、新幹線乗降客か。

**山本企画環境課長** 北海道新幹線の開業により、函館北斗まで来た観光客をニセコエリアへ呼び込むための施策を検討する目的で、倶知安町と共同事業で行う。来訪者には函館方面からの移動手段や来訪目的の調査などを行う。また、試行的に函館からの都市間バス運行も予定。

第3回 臨時会

地方創生加速化交付金事業（先行申請分）を計上

第3回臨時会で、地方創生加速化交付金事業（平成27年度分）として国に申請していた事業が交付対象として認定されました。このため、地域産業雇用創出・起業化事業補助金ほか、一般会計で7,385万5千円の増額補正を可決しました。なお、今回補正した事業は、全額会計年度を平成28年度分として繰り越して実施する事業になります。一部事業は、28年度当初予算と重複して計上しているものがあり、繰り越した予算で対応します。

平成27年度 ニセコ町一般会計補正予算……………原案可決

予算現額に7,385万5千円を増額し、予算総額47億8,700万5千円となりました。

・歳入	国庫支出金（地方創生加速化交付金）	7,191万4千円増額
	繰越金（前年度繰越金）	194万1千円増額
・歳出	総務費（農産物ブランド化戦略策定業務委託料ほか）	2,012万1千円増額
	衛生費（視察旅費、持続可能な発展を目指す自治体会議負担金ほか）	108万6千円増額
	農林水産業費（地域産業雇用創出・起業化事業補助金ほか）	1,764万1千円増額
	商工費（にぎわいづくり起業家等サポート事業補助）	700万円増額
	土木費（中央倉庫群運営委託料ほか）	2,047万7千円増額
	教育費（外国語教育推進業務委託料ほか）	753万円増額

●ふるさとづくり寄附金は？

篠原正男委員

ふるさとづくり寄附金の検討経過と平成28年度予算にはどのように反映したか。

山本企画環境課長

予算としては贈答用ということで1万円の10件とプラス10万円分増額。検討経過は、地域おこし協力隊員に相談、提案をもらっている。

片山町長

寄附は本来見返りを求めるものでないはずだということもあり、返礼品ではなくて「ふるさと町民カード」というものを幾つかの自治体で発行する動きがある。他にも特徴ある取り組みを整理・検討し、早い段階でそれらの経費も含めて制度として立ち上げたい。

●にぎわいづくりサポート事業はしっかりした制度設計を

三谷典久委員

にぎわいづくり起業者サポート事業の制度内容を変更したという。もうちょっと深く検討して、つくったものをすぐ変えるようなことがないように注意して対応すべきではないか。

前原商工観光課長

町の制度として起業者を何とかサポートしたいという思いの中、いろいろ変更を加えてきている経過がある。そこを大切に、制度改正等をしていきたい。

●地域おこし協力隊の活用は？

三谷典久委員

地域おこし協力隊員に町内にある様々な地域課題の掘り起こしや解決策の検討をお願いできないのか。地域おこし協力隊員が、最終的に単なるお手伝い、あるいはその職場での人手不足を解消するだ

けの仕事に終始しないよう配慮しなければいけないと思うが。

福村農政課長

地域おこし協力隊の行政課題の支援は、制度上問題ない。しかし、隊員の活動期間はおおむね3年以内と決まっている。3年たてば本人が起業するか就業するということを踏まえてニセコ町で活動してもらうので、自分の就業活動との両立は難しい側面もある。そうした点も考慮しながら地域おこし協力隊を活用していく。

●中央倉庫に作るクライミングウォールの規模は？

新井正治委員

中央倉庫群改修工事の中で1号倉庫のクライミングウォールの規模は。また、使用料等をもって運営するのか。

黒瀧建設課長

クライミングウォールは、高さが2.7で、横幅が7.2メートル。小学生の高学年程度の方が利用できる程度のもので想定している。指定管理者とも具体的な使用料を取ることを含めて今後検討するというので、我々も一緒に協議していきたい。

●湯めぐりパス事業に補助する理由は？

木下裕三委員

湯めぐりパス事業に対して、PR活動の一部を補助する理由は。この事業は、法人であるリゾート観光協会の収益事業の一環だったと記憶しているが。

前原商工観光課長

湯めぐりパスが収益事業である点は、今も変わっていない。湯めぐりパス制度は当初非常にすぐれたものとしてかなり浸透したが、

最近、特に冬期間の入込客が増えたこともあり、湯めぐりパスを使うお客様に対する時間制限や、脱退する事業者もありで、本来各施設とともに周遊してもらえることを目的に始めたものが、実際には事業者にとっても、負担になっているところがある。このため、中身の見直しを行うことにしているが、その中で新たな制度のパス券等をつくっていかねばいけない。収益事業なので観光協会できちんと取り組んでいくが、広告費までは持ち切れないことから、一部を町が補助する。

●近藤小学校の改修計画は？

浜本和彦委員

近藤小学校の児童数の推移と近藤小学校施設改修実施設計業務の内容は。



加藤学校教育課長

近藤小学校の児童数の見込は、現在は16人で、この後、平成28年度は14人になるが、平成30年度には23人にまで増えるものとみている。特に、1年生が増えると、単独の学級として運営しなければいけないため、教室の増設が必要になる。

施設改修実施設計業務では、教室の増設とこれに伴う内部改修のほか、校舎全体の建物老朽化に関する改修のための設計を想定している。

●町民センターの真裏にある公衆トイレは改修するのか？

青羽雄士委員・篠原正男委員

町民センターの真裏にある公衆トイレが故障中で、ずっと使用できない。公園利用者も多いので、早急に修理して使えるようにすべきではないか。

黒瀧建設課長

建設課としてトイレの改修費を計上し検討したが、町の全体予算の配分から断念した。ゲートボール場の利用者はじめ、一般的な来訪者の方々も含めて公園トイレが使えないことで不自由をかける部分は、改修が終わるまで、案内看板等で総合体育館や町民センターのトイレを利用していただくよう周知する。

高瀬総務課長

財政の側から補足させていただくと、600万円近い予算要求の内容であるため、ヒアリングの際いろいろと検討した。下水道布設地域内のため浄化槽を直すのではなく、下水道管につなげることになるが、それを道道側（町民センター正面側）に出すべきなのか、ほかの方法があるか、そういう部分を精査して、もう少し詳細な現地の調査と見積もりを上げていただきたいという観点から、当初予算でゼロ査定にしている。

林副町長

下水道につながるときに高低差の問題があり、新たな歩道整備事業の設計と工事施工がはっきりしてこないと二度手間になることから、最終的に予算段階で判断。公園利用者もいることからトイレの設置は必須と考えるので、歩道工事の状況が分かり次第、早目早目に対応していく。

●学校教材費の保護者負担の軽減は？

三谷典久委員

昨年6月議会の一般質問で、教材費について保護者負担の軽減と算数ボックスの備品化を求めた。いずれも、学校と協議するとの回答だったが、こういった教材費に関しての保護者負担の軽減が、今回の教育振興費予算に反映されているのか、算数ボックスの備品化に関しての検討結果は。

加藤学校教育課長

学校とはさまざまな会議などで情報伝達をし、意見交換している。その上で、平成28年度の学校予算の要望を教育委員会で聞き取りし、十分協議している。特に算数ボックスをはじめ、教材備品の保護者負担の軽減を主な目的とした学校からの特段の要望はなかったところである。

●電力自由化への対応は？

篠原正男委員

電力自由化に伴う契約先の変更について、今回電力自由化を受けての契約に関しては、高圧電力契約をしているのは10施設のみ。ロードヒーティングやビュープラザなどは高額な光熱費が予算化されているが、10施設に限定した理由は。

山本企画環境課長

この4月1日から高圧契約をしている公共施設10施設は新しい電力会社との契約で進める。電力の小売は、この3月までの間は高圧電力の契約しか新しい電力会社との契約ができなかったことから、この10施設を先行して進めている。

4月1日からは、一般家庭も含

めた電力自由化で、さまざまな電力会社から電力を購入することができるようになる。町として、町内の一般家庭の皆さんに、新たにさまざまな選択肢のもとに電力の購入ができるのだとか、どういうメリットがあるのだとかいうことも含めて町民講座等で啓発をさせていただきながら、4月以降の電力契約について、研究・検討していく。

篠原正男委員

電力自由化に対し、ニセコ町の方針として試行を1年間やっているのか、それとも、例えば今回王子発電所から生まれた電力を条件が整い次第あらゆる面で契約を変更していくのか。

山本企画環境課長

一般家庭を含めたこの4月からの電力の自由化に関して、もう少し私も職員もどのような契約が有利なのか、不利なのかを含めた知見を持つ必要があるだろうと考えているので、4月1日からすぐに実施するという考え方ではない。また、高圧契約をしている王子・伊藤忠エネクスは、4月1日からの電力自由化で、すぐに一般向けに契約できるという状態にはまだないので、こちらとすぐに新たな契約をすることは、いまのところない。

林副町長

それぞれさまざまな分野に電力は関わる。委員ご指摘のとおり、条件が整い次第切り替えていくという方向で考えている。



3月

1日 ニセコ高等学校卒業証書授与式 (議長他出席)

2日 議会運営委員会

8日 第2回定例会

各常任委員会

9日 第2回定例会

予算特別委員会

議会運営委員会

10日 寿大学閉講式 (議長出席)

14日 ニセコ中学校卒業式 (議長ほか出席)

第2回定例会

予算特別委員会

15日 第2回定例会

予算特別委員会

18日 ニセコ小学校卒業式 (議長ほか出席)

22日 近藤小学校卒業式 (議長ほか出席)

ニセコ高等学校振興対策  
会議・振興会役員総会

25日 幼児センター卒園式 (議長出席)

30日 議会運営委員会

第3回臨時会

4月

1日 ニセコ町農民同盟定期総会 (議長出席)

4日 ニセコ町幼児センター入園式 (議長出席)

5日 ニセコビレッジ・エクスプレス地鎮祭 (議長出席)

6日 ニセコ小学校入学式 (議長ほか出席)

近藤小学校入学式

(副議長ほか出席)

ニセコ中学校入学式

(議長ほか出席)

8日 議員協議会

議員会役員会

9日 ニセコ高等学校入学式

ニセコ高等学校振興会入会式 (議長ほか出席)

11日 北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会要望 (札幌市・小樽市 議長参加)

羊蹄山麓正副議長会研修会 (倶知安町 正副議長出席)

13~15日 新潟県魚沼市等視察 (議長参加)

19日 寿大学開講式 (副議長出席)

19~20日 北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会要望 (東京都 議長参加)

22日 J.A. ようてい通常総代会 (倶知安町 議長出席)

27日 議員協議会

28日 ニセコ町農業振興会議 (議長出席)

5月

ニセコ町国営農地再編整備事業促進期成会総会 (議長出席)

9日 後志総合開発期成会定期総会 (倶知安町 議長出席)

かきき克弘政経セミナー (札幌市 副議長出席)

16日 議会運営委員会

第4回臨時会

17日 ニセコ町商工会総会 (竹内委員長出席)

JETOR設立総会 (倶知安町 議長出席)

22日 東京ニセコ会 (東京都 議長参加)

24日 後志総合開発期成会要望 (小樽市・倶知安町 議長出席)



▲期成会要望 (東京都)

編集後記

4月14日午後9時26分に熊本で発生した震度7を記録する大地震は、被害が拡大し余震が熊本県を中心に二週間で1000回を越えました。未だ地震が収まる保障のない現地で、避難所生活を余儀なくされている被災者と関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

実は私も神戸で被災しました。倒壊した高層ビルや焼失した街並みを目の当たりにし、自然がもたらす破壊力の凄まじさに、人間の科学の力では到底太刀打ちできないと実感させられました。

しかし、震災後の復興・復旧への対応は政治の問題です。阪神淡路大震災から21年、東日本大震災から5年、この震災の教訓は、熊本地震にだけ生かされているのか。地震国日本はどこでも大地震が発生する可能性があり、ニセコ町も決して例外ではありません。地震への備えを常に考える必要があります。

議会だより165号をお届けします。本号では第1回臨時会(1月)、第2回定例会(3月)、第3回臨時会(3月)を掲載しております。(U.S)

議会だより編集委員

- 委員長 三谷 典久
- 副委員長 斉藤うめ子
- 委員 篠原 正男
- 委員 木下 裕三